

新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種事業について

平成22年9月14日

厚生労働省健康局結核感染症課

平成22年8月27日

厚生労働省

新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する厚生労働省の取組について

厚生労働省においては、昨年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）が海外で発生して以降、死亡者や重症者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、その対策に全力で取り組んできた。

こうした中、本年8月10日、世界保健機関（WHO）は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況の段階について「ポストパンデミック」とする旨を声明し、日本を含め世界的な状況としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザと同様の動向となりつつあるとした。同時に、警戒の継続が極めて重要であるとして、ポストパンデミック期において、サーベイランスやワクチン接種、医療提供に努めることを勧告した。

厚生労働省としては、こうしたWHOの勧告の趣旨や、国内での今年度（2010/2011シーズン）における再流行の可能性は続いていること、ウイルスによる重症化等のリスクが変わるものではないこと等を踏まえ、引き続き、国内における再流行への警戒を怠らず、まん延予防等に万全を期するものとする。

こうした観点から、厚生労働省では、引き続き、重症患者増加の可能性等を踏まえた必要な医療体制の構築や、感染予防の呼びかけ等に努めるとともに、別紙のとおり、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るワクチン接種事業を、今年度は引き続き応急的に行うこととする。

また、ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の

患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行するものとする。

また、今後とも、厚生労働省としては、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、正確な情報をできるだけ迅速にわかりやすく国民の皆様に提供していくことに努めるものとし、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

(別紙)

平成 22 年度 (2010/2011 シーズン) における
新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種について

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ (A/H1N1) について、WHO が若年者を含め重篤化する可能性を警告していることや、ワクチン接種を強く推奨していること等を踏まえ、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと等を目的として、すべての国民に対して、新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種を引き続き実施する。
- ただし、ワクチンの供給量が十分^(注1)であると見込まれることから、国と契約を締結した受託医療機関がワクチンを市場から購入する方式にするとともに、優先的に接種する対象者についても定めないこととする^(注2)。
 - (注1) 本年 11 月までは昨年度からの国在庫の 1 価ワクチンが 7,300 万回分以上あり、さらに今年度の 3 価ワクチンが最大で 2,900 万本 (5,800 万回分) 程度生産される見込み。
 - (注2) 2009/2010 シーズンにおいては、医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者、1 歳～小学校低学年に相当する年齢の者、1 歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等、小学校高学年・中学生・高校生に相当する年齢の者、65 歳以上の高齢者について優先的に接種することとされた。
- また、新型 (A/H1N1) と季節性 (A/H3N2 及び B 型) の 3 つの株が混合された 3 価ワクチンが製造・供給されることから、予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) に基づく季節性インフルエンザワクチン接種 (二類定期接種) の実施主体である市町村が、接種費用の設定や受託医療機関の確保を行うこととする。
- 低所得者に対する費用助成措置については引き続き実施する。
- ワクチンの安全性・有効性に関する情報提供を行うとともに、ワクチン接種に伴い健康被害が生じた場合には、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 (平成 21 年法律第 89 号) に基づく救済措置を講じる。

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る世界的状況及び我が国の状況

I WHO事務局長「ポストパンデミック」声明(概要)

1. 新型インフルエンザの現在の状況について

○ フェーズ6から、ポストパンデミック(大流行後)の状態に移行してきている。

- ・専門家による緊急委員会が、世界の感染状況や現在流行中の国々の報告を勘案して行った勧告に基づき、事務局長が発表。
- ・現在、世界的には、パンデミック期にみられた特徴とは異なり、季節性の流行の特徴がみられる。
 - －季節外れの流行が見られない
 - －流行の規模が季節性と同程度
 - －多くの国では、複数のインフルエンザウイルスが混在
 - ※ 新型インフルエンザのパンデミックでは、季節外れに、大規模な流行がみられ、他のインフルエンザウイルスが流行しないという特徴があった。
- ・いくつかの地域では、人口の20～40%が感染し、一定の免疫を獲得したことが示された。多くの国で、ハイリスク群等に、高い割合でワクチン接種が実施された。

2. 今後の予測

○ H1N1ウイルスは季節性インフルエンザと同様な動向を示すようになり、今後数年間は世界で流行が続くと予想。

○ 様々な規模の地域限定的な流行が起こり、重大な感染を起こす可能性がある。

○ ポストパンデミック初期の状況は予測不可能。

- ・今後も若年層にも重症化がみられると思われる。
- ・パンデミック期に重症化しやすいとされたハイリスク者は、引き続き高いリスクにあると想定。
- ・パンデミック期には、通常の季節性の流行ではみられにくい重篤なウイルス性肺炎を発症した人がいるが、こうした傾向が続くかどうかは不明。

3. 今後の取るべき対応

○ 今後もさらなる警戒が必要。

○ WHOは、ポストパンデミック期においても引き続き、サーベイランス、ワクチン接種、医療提供の実施を勧告。

II 現在の我が国の状況

① これまでに、約2,100万人の患者が受診したと推計され、また、約1,800万人がワクチン接種を受けたと推計されるなど、国民の一定数は新型インフルエンザ(A/H1N1)に対する免疫を獲得していると考えられる。

② 今年、4月以降現在までのところ、昨年のような季節外でのインフルエンザ様疾患の流行的発生は見られていない。また、少数ながら発生した患者から検知されたインフルエンザウイルスは、海外と同様、季節性インフルエンザ(A/H3N2、B)と新型インフルエンザ(A/H1N1)が混在している。

③ このため、我が国においても、パンデミック状況は去ったと考えられる。ただし、新型インフルエンザ(A/H1N1)のウイルスは引き続き存在しており、今年度(2010/2011シーズン)における流行的発生に対して警戒を要する状況である。

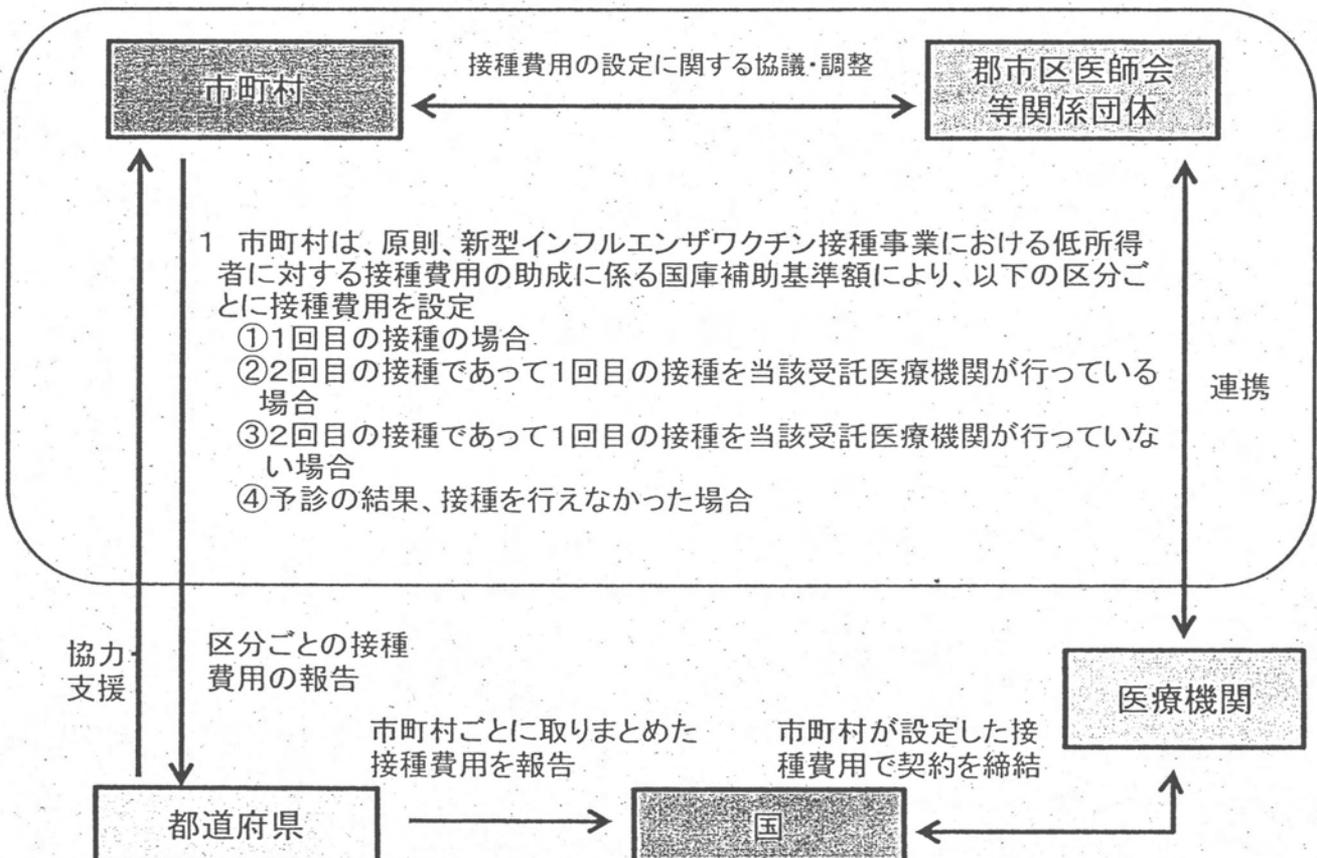
10月以降の新型インフルエンザワクチン接種事業の概要

下線部が昨年度との変更点

- 1 実施主体 国
※新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱に基づく
- 2 対象者 すべての国民（優先接種対象者は定めない）
- 3 接種期間 10月1日～新臨時接種開始時（別途厚生労働大臣が指示）
- 4 接種費用 市町村が設定（新臨時接種に移行するという前提であること、高齢者の二類定期接種の実施主体であることから、市町村が設定）
- 5 接種実施医療機関 国が接種実施医療機関と契約
※4と同様の理由から、接種実施医療機関の確保は市町村が行う。
- 6 ワクチン流通 市場流通
- 7 低所得者負担軽減措置 国庫補助事業
※平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金
 - 実施主体 市町村
 - 補助単価
 - ・1回目の接種の場合 3,600円 (1,800円)
 - ・2回目の接種であって、1回目の接種と同一医療機関で接種する場合 2,550円 (2,550円)
 - ・2回目であって、1回目の接種と異なる医療機関で接種する場合 3,600円 (3,600円)
 - ・予診の結果、接種を行えなかった場合 1,790円 (900円)

※()は、予防接種法に基づく二類定期接種の対象者の額
- 負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 8 健康被害救済 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による(国10/10)
- 9 副反応報告 医療機関から国に直接報告

接種費用の設定について



新型インフルエンザ接種者報告書(受託医療機関用)

新型インフルエンザ接種者報告書(受託医療機関用)

受託医療機関名							
報告期間(一ツに〇)	(平成22年) 10月 11月 12月 (平成23年) 1月~3月						
接種者数	国内産ワクチン						輸入ワクチン(GSK社製ワクチン)
	3価ワクチン			1価ワクチン			
	1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計	
妊婦							
15歳未満の者 (うち基礎疾患を有する者)	()	()	()	()	()	()	()
15歳~64歳の者 (うち基礎疾患を有する者)	()	()	()	()	()	()	()
65歳以上の者 (うち基礎疾患を有する者)	()	()	()	()	()	()	()
合計							

※()内には、各年齢区分ごとの接種者数のうち、「基礎疾患を有する者」をご記入すること。

受託医療機関名							
報告期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
接種者数	国内産ワクチン						輸入ワクチン GSK社製ワクチン ノバルティス社製ワクチン
	3価ワクチン			1価ワクチン			
	1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計	
医療従事者	65歳未満の者						
	65歳以上の者						
基礎疾患を有する者	社						
	1歳~小学校3年生						
	小学校4年生~6年生						
	中学生及び高校生の年齢該当者						
	高校卒業以上相当~65歳未満の者						
	65歳以上の者						
	社						
妊婦							
1歳~小学校3年生							
<small>1歳未満の小児の接種者及び15歳未満の接種者数のうち基礎疾患を有する者については、接種回数により年齢区分が定まらぬ場合の接種者数</small>							
小学校4年生~6年生							
中学生							
高校生の年齢該当者							
65歳以上の者							
1歳未満の者							
上記以外の者							
合計							

注) 医療従事者、基礎疾患を有する者、妊婦に計上した者については、それ以降の年齢区分に計上する必要はない
(例: 65歳以上の医療従事者は「医療従事者」欄にのみ計上すればよい。)

第13回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について

平成22年7月12日(月)15時から第13回インフルエンザワクチン需要検討会が開催され、厚生労働科学研究班において実施した医療機関等調査及び世帯調査の結果報告を行い、次シーズンのインフルエンザワクチン需要の検討を行った。また、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について検討を行った。

1. 調査結果概要

(1)医療機関等調査

抽出医療機関に対し、21年度の世代別のインフルエンザワクチン接種人数、接種回数及び次シーズンの需要量の調査票をシーズン前に発出し、シーズン終了後に回収。

以下の需要見込本数を算出。

	最大値	最小値
幼児・児童(13歳未満)	439.4万本	349.4万本
成人(13～64歳)	1,048.4万本	1,027.7万本
高齢者(65歳以上)	772.8万本	762.5万本
合計	2,260.6万本	2,229.7万本

(注)・最大値は、幼児・児童が2回接種、成人(1回が98.3%)及び高齢者(1回が98.9%)の1回接種・2回接種の割合が現状通りとした場合。

・最小値は、幼児・児童が2回接種、成人及び高齢者が1回接種とした場合。

・最大値、最小値については、昨年の接種人数に係る予測値及び実績推定値のずれを補正したもの

(2)世帯調査

世代別に住民への郵送によるアンケート調査をシーズン終了後に実施し、以下の需要見込本数を算出。

	推定値
幼児・児童(13歳未満)	533.3万本
成人(13～64歳)	1,449.4万本
高齢者(65歳以上)	688.1万本
合計	2,670.8万本

2. 次シーズンの需要検討結果

今回の医療機関等調査と世帯調査によってワクチンの需要を調査した結果、今冬のワクチン需要は2,230万本～2,670万本程度であり、本年のワクチンメーカーの製造量は、最大2,905万本程度となる見込みであり、十分な製造・供給能力は確保されている。

<参考>

今年度のインフルエンザワクチン製造予定量の最大量は、現時点でワクチンメーカー4社あわせて計2,905万本である。しかし、インフルエンザワクチンの製造量は、ウイルスを鶏卵で増殖させて製造するため、ウイルスの増殖力、気温、鶏卵の質等に大きく影響を受けるため、この製造予定量はあくまでも現時点の目安である。

3. 今シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について

これまでの経験にもとづき、今シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する主な対応策は、以下のとおりとする。なお、厚生労働省は、これらの内容を都道府県、日本医師会、製造業者等の関係者に平成22年8月4日付け通知において周知をした。

[都道府県]

- シーズン前に、関係者からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、昨シーズンにおける課題の抽出及び今シーズンにおけるワクチンの安定供給等に関する対策を協議する。
- 各都道府県が主体となり、管内の在庫状況を短期間に把握することが可能な体制をあらかじめ確立する。
- 各都道府県はワクチンが不足した場合のワクチンの融通方法をあらかじめ取り決める。
- 医療機関等及び卸売販売業者に対し、旧来の商慣習として行われている返品について、その完全に努めること、また医療機関等対し、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。また、状況によっては、厚生労働省は多量にワクチンを返品した医療機関等については、その実態を踏まえて名称を公表することも検討する。
- 医療機関等に対し、ワクチン不足時にワクチン融通への協力を求める。

[製造業者及び販売業者等]

- 全生産量のうち、一定量のワクチンを融通対策として、製造業者及び販売業者が保管する。なお、その出荷については厚生労働省が調整する。
- 医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、一昨年度使用実績を上回らないように配慮すること。
- 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関等に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。

[医療機関]

- 上記内容に協力する。
- ワクチンが不足し、ワクチンを融通する場合は品質確保が重要となるため、規定された貯法(遮光して、凍結を避けて10℃以下に保存)を遵守する。



医政経発0804第1号
健感発0804第1号
薬食血発0804第1号
平成22年8月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成22年7月12日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

今シーズンは、昨年度発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）株が含まれた3価ワクチンが新たに供給されることから、ワクチンの安定供給には配慮が必要と考えている。

については、貴職におかれては、下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村及び医療機関に対し適切な指導、情報提供等を行われたい。

今後の予定として、9月中旬に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、その場において進捗状況等を確認することとしていることから、その準備方よろしく願います。

なお、1価ワクチンの供給にかかる取扱いについては、別途、連絡することを予定である。

記

1. 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体及び保健所等からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、先般送付したインフルエンザワクチン需要検討会の資料等を参考にしつつ、昨シーズンにおける課題を抽出し、今シーズンにおけるワクチンの安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておくこと。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

2. ワクチンの安定供給を図るためには、関係者が各々の責務を認識し、予防接種希望者本位の考え方に基づいて対応することが必要であることから、各関係者に対し、別紙通知を発出することにより、各会員に周知徹底を依頼したところであるが、各都道府県においても管内関係者に対して、以下の各事項について周知を行い、協力を要請すること。

- (1) ワクチン製造量等について

今年度は、一昨年度ワクチン製造量（2,696万本（1mL換算。以下同じ。））の約8%増となる2,905万本（平成22年7月12日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されている。また、全製造量のうち、一定量のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であるが、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、製造業者等と検討することとしている。

- (2) 分割注文について

医療機関等は予約・注文を行う際には、原則として当該医療機関の一昨年の使用実績を上回らないようにすること。

卸売販売業者は、追加注文を受ける際には、初回注文により納入した医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。

また、医療機関等からの予約、初回注文及び追加注文を受ける際には、これらの取扱いについて医療機関等に対して情報提供を行い、確認すること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

- (3) 分割納入について

初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことか

ら、卸売販売業者は、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いては分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(4) 予約の解除について

今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成22年10月中・下旬頃までには一昨年度の医療機関使用量の85%程度にあたる約2,085万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に、卸売販売業者は、未納品の予約の取消し又は保留等の措置を図ることについてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。

また、医療機関は、卸売販売業者より当該措置について、依頼があった場合は、適宜協力すること。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。

(5) 定期接種対象者への配慮について

予防接種施行令(昭和23年政令第197号)に基づくインフルエンザの定期的予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチンの接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮すること。

- ① 65歳以上の者 及び
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であること。

(6) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等及び卸売販売業者に対しては、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表を検討することとしており、卸売販売業者は、注文時にその旨を医療機関等に情報提供すること。

(7) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法(遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。)を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチンの不足が発生し、都道府県から融通の要請が

あった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。

(8) ワクチンの再利用等について

ワクチンは、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されているため、医療機関等ではバイアル製剤においては、ワクチンの取扱い上の注意等を留意した上で、その効率的な使用に努めること。

3. 全国の卸売販売業者の在庫状況を厚生労働省医薬食品局血液対策課（以下「血液対策課」という。）から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在及び不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしているので、その情報を活用し、早期に供給不足の状況等を把握し、適切に対応すること。
4. 管内におけるワクチンの供給に滞りが生じた場合には、管内の在庫調査及び地域間の融通を行うこと。その上でなお、管内における供給不足が明らかになった時は、血液対策課に対し、その状況を報告すること。
血液対策課では、その報告を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、融通の必要性が認められたときは、各都道府県の協力の下、製造業者等及び卸売販売業者の在庫の全国的な融通を依頼するとともに、必要に応じ製造業者等において融通用に保管されたワクチンを当該都道府県内の卸売販売業者に配送するよう製造業者等に依頼することとしていること。
5. なお、インフルエンザのシーズン前に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、この場においてさらに必要な情報提供を行うこととしているとともに、ワクチンの生産状況、融通用ワクチンの数量及びその他の必要な追加情報については、血液対策課より、9月以降、適宜情報提供することとしていること。



健感発0804第2号
薬食血発0804第4号
平成22年8月4日

別記（医療関係団体代表者） 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成22年7月12日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

今シーズンは、昨年度発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）株が含まれた3価ワクチンが供給されることから、ワクチンの安定供給には配慮が必要と考えている。ついては、貴職におかれては、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底されたい。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には別添（写）のとおり通知したことを申し添える。

記

1 今年度は、一昨年度ワクチン製造量（2,696万本（1mL換算。以下同じ。））の約8%増となる2,905万本（平成22年7月12日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されている。また、全製造量のうち、一定程度のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であるが、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、製造業者等と検討することとしている。これを踏まえて、医療機関等は予約、注文を行う際には、原則として一昨年の使用実績を上回らないようにすること。

また、追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。

なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により納入量の調整が行われる場合があること。

2 予防接種施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチンの接種にあたり、都道府県

は、これらの者への接種に必要なワクチン確保に努めることとしている。

① 65歳以上の者 及び

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者であること。

3 初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入を行うこととしているため、この取扱いに医療機関等も協力すること。

4 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成22年10月中・下旬頃までには一昨年度の医療機関使用量の85%程度にあたる約2,085万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に、未納品の予約の取消し又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めることとしている。このため、卸売販売業者より当該措置について、依頼があった場合は、適宜協力すること。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。

5 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。

また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表を検討することとしている。

6 納入されたワクチンについては、貯法(遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。)を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

7 ワクチンは、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されているため、医療機関等ではバイアル製剤においては、ワクチンの取扱い上の注意等を留意した上で、その効率的な使用に努めること。

8 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課(感染症対策、薬務、医務等)が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(別記)

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 保坂 シゲリ

社団法人全国自治体病院協議会会長

社団法人全日本病院協会会長

社団法人日本医療法人協会会長

社団法人日本病院会会長

宮内庁長官官房秘書課長

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課長

医政局政策医療課長

労働基準局労災補償部労災管理課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課施設管理室長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長

日本郵政株式会社事業部門病院管理部長

日本赤十字社社長

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

全国厚生農業協同組合連合会会長

社会福祉法人北海道社会事業協会会長

社団法人全国社会保険協会連合会会長

財団法人厚生年金事業振興団理事長

財団法人船員保険会会長

国家公務員共済組合連合会理事長

社団法人地方公務員共済組合協議会会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長



薬食血発0804第3号
平成22年 8月 4日

(社) 細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成22年7月12日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

今シーズンは、昨年度発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）株が含まれた3価ワクチンが供給されることから、ワクチンの安定供給には配慮が必要と考えている。ついては、貴職におかれては、下記の事項に十分留意の上、貴会所属会員に周知徹底されたい。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には別添（写）のとおり通知したことを申し添える。

記

- 1 今年度は、一昨年度ワクチン生産量（2,696万本（1mL換算。以下同じ。））の約8%増となる2,905万本（平成22年7月12日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されている。このため、一定量のワクチンを、ワクチン不足時の融通用として当課より連絡があるまでの間、市場に出荷せず、保管しておくこと。なお、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、検討することとしている。

当課においては、ワクチンの供給に滞りが生じたとの情報を把握した場合は、各都道府県の在庫不足状況を精査し、融通を必要とする都道府県名と数量を連絡するので、配送先の卸売販売業者を決定し、当課へ報告すること。

なお、保管体制の解除については、全国の流通状況を見極めた上で、当課より連絡する。

- 2 上記1の融通用ワクチンが確保されることを踏まえて、卸売販売業者に対して医療機関等からの予約・注文を受ける際には、原則として当該医療機関の一昨年の使用実績を上回らないように配慮するよう周知すること。

また、卸売販売業者が追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮するよう周知すること。

なお、卸売販売業者に対して前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業

の医療機関等が不利とならないように配慮するよう周知すること。

3 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成22年10月中・下旬頃までには一昨年度の医療機関使用量の85%程度にあたる約2,085万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に、卸売販売業者は、未納品の予約の取消し又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めることとしている。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。

5 全国の卸売販売業者の在庫状況を厚生労働省医薬食品局血液対策課（以下「血液対策課」という。）から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在及び不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしている。

このため、製造業者及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。



医政経発0804第2号
薬食血発0804第2号
平成22年8月4日

(社) 日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成22年7月12日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

今シーズンは、昨年度発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）株が含まれた3価ワクチンが供給されることから、ワクチンの安定供給には配慮が必要と考えている。ついては、貴職におかれては、下記の事項について、十分留意の上、貴会所属の会員に周知徹底されたい。

なお、各都道府県衛生主管部(局)長には別添(写)のとおり通知したことを申し添える。

記

- 1 今年度は、一昨年度ワクチン製造量（2,696万本（1mL換算。以下同じ。））の約8%増となる2,905万本（平成22年7月12日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されている。また、全製造量のうち、一定量のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であるが、当該本数については実生産数等を考慮の上、今後、製造業者等と検討することとしている。

- 2 医療機関等から予約・注文を受ける際には、原則として当該医療機関の一昨年の使用実績を上回らないように配慮すること。
また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入した医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
医療機関等からの予約、初回注文及び追加注文を受ける際には、これらの取扱いについて医療機関等に対して情報提供を行い、確認すること。
なお、前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。
- 3 初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いては分割納入を行うこと。
- 4 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成22年10月中・下旬頃までには一昨年度の医療機関使用量の85%程度にあたる約2,085万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に、未納品の予約の取消し又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。
当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、この趣旨を各関係者が理解し円滑な供給に努めること。
- 5 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
また、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等について、その実態を踏まえて名称の公表を検討することとしており、注文時にその旨を医療機関等に情報提供すること。
- 6 ワクチンの不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。
- 7 全国の卸売販売業者の在庫状況を厚生労働省医薬食品局血液対策課（以下「血液対策課」という。）から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在及び不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしている。
このため、製造業者及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。

- 8 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成 22 年 8 月 20 日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県の供給体制に対する考え方を 8 月 30 日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他都道府県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 都道府県担当課及び保健所の役割について

多くの都道府県において、例年どおり各部署がインフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連等を実施している。

2. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんど全ての都道府県において、委員会を設置（既存の検討会等で対応する場合も含む。）している。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注引量について

ほとんど全ての都道府県において、初回注文が一昨年の使用実績を上回らないことや、シーズンを通じての過剰注文を行わないこと等を管内関係者に対して協力要請等の措置を講じている（実施予定を含む。）。

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ ほとんどの都道府県において、定期的又は必要に応じ、在庫状況の調査を実施（実施予定を含む。）。
- ・ 全医療機関の在庫把握は困難との回答もある。

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 一昨年度実績と比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注分量の調整を要請する。
- ・ 卸売販売業者における返品の多寡についても在庫状況と合わせて把握に努めるとともに、医師会等を通じ恒常的に返品を行っている医療機関については、その名称等を公表することがあり得る旨を説明する。
- ・ 必要量は流行動向に大きく左右されることから、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。

④ 高齢者の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について

- ・ 新型インフルエンザワクチン接種事業と定期予防接種事業が並行して行われるため検討中。
- ・ 新型インフルエンザワクチン接種事業の実施期間と合わせることにする。
- ・ 市町において、新型インフルエンザ接種事業と併せて実施し、市民に啓発されるよう依頼。
- ・ 市町村と連携し、接種可能な医療機関の確保に努めるとともに、医療機関の公表など接種に関する周知を行う。
- ・ 流行前の早期接種を行うよう各市町及び県の広報を活用し周知を図る

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 卸売販売業者等の在庫状況等から必要に応じて県内での調整、連携を図る。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。

- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整

⑥ 住民への周知方法について

- ・ 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 保健所を通じて情報提供、周知を図る
- ・ 広報誌等により周知する。
- ・ 相談窓口を設置し医療機関の紹介等の情報提供をする。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について	
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
北海道	ワクチン取扱卸への在庫調査の実施、保健所における医療機関のワクチン在庫等調査の集計及び不足時の調整	インフルエンザの予防対策及び予防接種に関すること		管内医療機関の在庫等調査及びワクチン接種可能医療機関の情報提供	有 (インフルエンザワクチン安定供給連絡会議)	初回注文量が前年を上回らない等依頼(前年同様)	医療機関:接種者数、予約者数、在庫量、接種の可否等 卸売販売業者:確保予定量、供給量、在庫量、融通状況等(前年同様)	返品が生じないよう、医療機関に対し、初回注文や追加発注について、適正量とするよう依頼するとともに、分割納入に協力するよう依頼。(前年同様)	検討中	医療機関及び卸売販売業者にワクチンの融通を要請するが、それでも道内において不足した際には、国に対し融通用として保管しているワクチンの追加供給を要請する。(前年同様)	各保健所において、住民からの問い合わせに対し、対応する。(前線同様)	
青森					有	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認することとしている。(昨年度同様)	(必要に応じて随時調査することとしている。(昨年度同様))	医療機関及び卸売業者に対し、返品しないよう依頼することとしている。(昨年度同様)	(各市町村に対して、12月末までに実施するよう依頼する予定である。(昨年度同様))	(各医療機関及び卸売業者の在庫状況を基に医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じて融通を依頼し必要に応じて随時調査することとしている。(昨年度同様))	(接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開する。(昨年度同様))	
岩手	・保健福祉企画室(新型インフル対策担当) インフルエンザ対策委員会の運営、接種可能医療機関の県民への周知 ・医療推進課(感染症担当) 感染症法及び予防接種法全般に関すること ・健康国保課(業務担当) インフルエンザワクチンの卸売販売業者における在庫状況の確認				有	過度の注文量とならないよう医療機関等を指導している	県医薬品卸業協会の協力のもと、例年、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況に関する調査を行っている。 また、必要に応じて医療機関の在庫状況調査を行っている。	対象者数の把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量在庫を抱えて返品することがないよう分割納入の徹底が必要と考える	流行のピーク前に予防接種を完了するよう推奨している。	県医薬品卸業協会の協力のもとに県内での調整は行っているが、医療機関の在庫状況を踏まえて医療機関間の融通を必要と考える。	県公式ホームページへの掲載	
宮城					有 (インフルエンザワクチン安定供給会議を開催予定(今年度9月21日予定))	必要量以上の注文を行わない	・医療機関の在庫調査のとりまとめを各市町村に依頼 (新型インフルエンザ接種の関連もあるため) ・医薬品卸売組合を通じて調査を行う	必要量以上の発注を受けないように通知する	新型インフルエンザ事業と定期予防接種事業が並行して行われるため検討中	在庫量調査を通じてワクチンの融通を行う	各市町村広報、県のホームページ	
秋田	・安定供給対策会の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報 ・ワクチン不足時の医療機関、卸売業者に対する在庫状況等の調査、融通要請	供給不足状況の国への報告及び必要な融通要請		ワクチン接種医療機関の周知、相談業務、市町村への情報提供等	有 (インフルエンザワクチン安定供給対策会議・9月開催)	注文量が一昨年の使用実績を上回らないこと。卸売業者には追加注文を受ける際は医療機関の在庫を確認のうえ必要量の供給を随時行いワクチンの偏在が起らないよう協力を要請する。	保健所による調査、その他の方法について関係団体等と協議予定	卸業者に医療機関への分割納入の協力を求める。また、医療機関にも分割納入及び返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	期限を年度いっぱいとし、出来るだけ早く接種を済ませよう啓発していく。	地域的にワクチンが不足した場合は、卸業者で備蓄しているワクチンを融通するよう協力を求める。県全体で不足した場合は国へ調整を求める。また、卸売業者に医療機関への未納品の予約解除について協力を求める。	ホームページ、市町村広報等を活用し周知を図る。電話等による相談に対応する。	
山形					有	医療機関等、卸売販売業者に対して次の事項を通知した。 ・分割納入に努めること。 ・追加注文の際は、在庫を確認したうえで必要量のみとすること。 ・予約・注文数は原則として一昨年の使用実績を上回らないこと。	必要に応じて、医療機関等、卸売販売業者の在庫等調査を実施する。	返品を前提とした注文は、絶対に行わないよう医療機関等に通知した。	今後の国のインフル接種事業の状況を踏まえて検討する。	急ぎ医療機関等における在庫、今後の接種予定数を確認し、偏在が確認されたときは、医療機関等に融通を要請をする。	市町村の広報、ホームページで周知するよう依頼している。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会(設置について)	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整			各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	有(インフルエンザ対策専門委員会(必要に応じ開催)参集者:行政(各保健所、衛生研究所等)、医師会、病院協会、薬剤師会等)	初回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。	ワクチン不足等の状況によっては、定期的に実施する。	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体に返品を前提とした注文等を行わないよう要請。また、医師会等を通じ、適正な流通に努めるよう要請。	補助期限の設定については各市町村毎に定めており、また動員については県のHPなど広報ツールを活用した周知を図っている。	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫調査を行い、結果をホームページ等で公開。調整が必要な場合は医師会等関係機関と連携をとって対応。	在庫調査に基づき、各保健所ごとに接種可能な医療機関をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城					有(そのシーズンの状況に応じて必要があれば開催 今年度は9月17日(金)にインフルエンザワクチン流通対策会議を開催予定)	初回注文量が一昨年の実績を上回らないよう協力を要請する。	卸売業者へ、医療機関への納品数・在庫数等の定期的な報告を依頼する。	返品を前提とした注文を行わないよう医療機関等に対して協力を要請する。	検討中	医療機関の在庫状況を調査し、状況に応じて県内での融通や国へ融通要請を行う。	主に市町村からの通知や広報誌、ホームページ等で周知を行う。	
栃木	季節性ワクチンの在庫等調査(卸売販売業者)、安定供給に係る会議の開催、通知の発出等	新型インフルエンザワクチン接種受託医療機関に対するワクチン在庫調査、配分量調整、新型インフルエンザワクチンに関する通知			有(季節性ワクチンについては、インフルエンザワクチン安定供給会議を平成19年度から設置)	医療機関、卸売販売業者に対して、全注文量が前年の使用実績を上回らないよう通知する。	卸売販売業者の在庫等の調査については、例年どおり実施予定	昨年同様、分割注文の徹底及び原則として返品を行わない旨の通知を医療機関あて発出予定	今回のインフルエンザワクチンは季節性かつ新型インフルエンザの3価ワクチンとなることから、新臨時接種が開始される前までは、高齢者等以外の方への接種に関して接種動員とならないよう十分な注意が必要と考えている	医療機関に在庫のあるワクチンを融通することは、品質の責任という観点から望ましくないと考える。ワクチン不足の場合には、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。	同左	
群馬					有(ワクチン不足が見込まれる場合等必要に応じて開催する予定)	国の通知を受け、県医師会、各都市医師会、医薬品卸協同組合、県病院協会等に協力を要請。依頼済み。	卸売販売業者については、緊急の在庫調査に対応できるような体制整備を準備中。緊急時以外は定期的に報告を求める。医療機関については、緊急時のみ医師会の協力を得て調査を実施する予定。	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の返品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するように、市町村へ依頼する。	○住民への対応 任意予防接種医療機関の情報を提供している。また、その情報は県ホームページに公開している。不足時には、調査を実施し、予防接種実施可能な医療機関を県ホームページを通じて情報提供する。 ○卸売販売業者及び医療機関への対応 卸売販売業者を介した医療機関間の融通は、品質確保等の観点から難しいので、不足数量を詳細に調査したうえで、国が確保しているワクチンの融通を求める。	○住民への対応 任意予防接種医療機関及び予防接種実施可能な医療機関の情報を県ホームページに公開する。また、市町村に対して、任意予防接種医療機関の情報を広報誌等を通じて周知する。	
埼玉		従来の季節性インフルエンザワクチンの接種事業に加えて、平成21年度から新型インフルエンザワクチン接種事業も追加された。			有(埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を9月17日に開催予定)	国の通知を医師会を通じ周知し、医療機関の協力を求めたい。	従来の季節性インフルエンザワクチンと同様に在庫調査を行う。	従来の季節性インフルエンザワクチンと同様に、余った返品する商習慣は改めるべきである。	予防接種実施率を向上させるためには、交付補助期限の設定、推奨は効果的である。	医療機関同士の融通は困難であるため、緊急調査により実態を精査のうえ、不足分については国に融通用ワクチンの提供をお願いしたい。	市町村及び保健所が公報等により実施する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
千葉県					有	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部を通じ、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各会員への理解を求めた。	県医薬品卸協同組合の協力のもと、ワクチン注文量が100本以上の医療機関を把握するとともに、卸売販売業者の在庫量の調査(定期報告及び緊急報告)を行う。また、厚生労働省からの緊急調査に対応するために、事前に医療機関及び卸売販売業者の在庫数についての試行調査を行う。	県医師会長、県民間病院協議会千葉県支部長あてに平成20年7月8日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合長あて同文書を通じ、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。	年度末まで	県医師会及び県医薬品卸協同組合の協力のもと、供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワクチンの融通要請を行う。	保健所から管内の接種希望者へ情報提供する。	
東京都					有 状況により開催(都内において、ワクチン不足が見込まれる状況となった場合に必要に応じて開催)	適正な発注を行うべきである。	定期的な在庫状況の報告を求めている。	品質の面から原則として認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。	公費補助期間は、新型インフルエンザ予防接種の実施期間とあわせることとし、区市町村及び都の広報媒体で接種勧奨を行う。	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	区市町村の広報を主体として住民に周知	
神奈川県					有 (必要に応じ、インフルエンザ対策に係る関係者打合せを開催し、状況に応じた対応策を協議する予定。)	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関に関しては、調査対象医療機関を選定した調査を検討する。また、卸売販売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討する。また、市町村に対して定期の予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査を検討中。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、注文及び在庫管理にあたって返品が生じないよう、依頼済みであるが、返品可能な商慣行は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。	新型インフルエンザワクチン(A/N1H1)事業と併せて対応する予定	・ワクチン不足時等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討していく。	万一、ワクチンの不足、偏在が生じた場合は、適切に情報提供をしていく	
新潟県					有 (ワクチン不足時等必要に応じて会議を開催する予定)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、過剰な注文とならないよう医療機関へ通知済。	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月中旬に実施予定。	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、原則として返品は認めない旨、医療機関へ通知済。	予防接種の時期については、インフルエンザの流行前(10月～11月)の接種をよびかける。	全県的なワクチン不足が発生した場合には、速やかに国へ融通用ワクチンの供給を要請する。	医療機関の在庫状況調査結果等に基づき、接種可能な医療機関等を紹介することを検討する。	
富山県					有 (平成11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で運用している。)	医師会、公的病院、卸業協同組合あて、注文量が昨年使用実績を上回らないよう、また追加注文は必要量以上注文しないように通知	・卸売業者における在庫状況については、定期的に把握予定 ・医療機関については、すべてを対象とした在庫状況の把握は困難であることから、必要に応じて感染症のモニター医療機関を対象に調査予定	医師会、公的病院、卸業協同組合あて改善に努めるよう通知 返品を前提とした注文、在庫管理をしないよう、返品数量の多い医療機関については、国において医療機関名称の公表等も検討されていることを通知	公費補助期限については新型インフルエンザワクチン対策事業の終期である年度末とし、流行前接種についての啓発強化などの検討をするよう市町村あて通知予定	予防接種実施状況の把握に努め、不足の際には融通要請を行う	医師会や医療機関、市町村等との協議のうえ、接種実施医療機関などの情報提供を行う	
石川県	県内のワクチン供給状況の把握、調整	新型インフルエンザワクチン接種事業および二類定期予防接種の実施体制の把握と支援 ワクチン不足情報を把握した場合は担当課への報告		管内市町のインフルエンザ予防接種実施体制の把握と指導 把握した場合の担当課への報告	10月初旬から中旬にインフルエンザワクチン等対策会議を開催する予定	国からの通知内容について、医師会、薬業卸売協同組合を通じて、医療機関及び卸売業者に周知した。ワクチンの注文量が、一昨年の使用実績を上回らないよう理解を求めた。	昨年まで使用量の多かった医療機関をモニター機関として依頼し、モニター医療機関とワクチン卸売業者から定期的に在庫量等について報告を受ける。	国からの通知について、医師会、薬業卸売協同組合を通じて、医療機関及び卸売業者に周知した。その中で、多量の在庫を抱えて返品する旧来の商慣習は、安定供給の妨げになるので、改善に努めるよう通知した。	新型インフルエンザワクチン接種事業および新臨時接種が予定されているため、国の実施要綱に基づき市町村が公費補助期限を設定するよう支援していく。(国から契約期間は年度末までと回答あり)	在庫量調査結果に従い、融通できる医療機関がないか確認し、調整する。対応困難となった場合には、厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請する。	市町村が円滑なワクチン接種を実施するために確保した医療機関名を市町と県が広報やホームページ等で周知していくことを検討中	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
福井					有(感染症予防対策委員会)	昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各保健所で調査。卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	各市町あて高齢者等の定期予防接種対象者に対する接種の機会確保について通知済み	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村(健康福祉センター(保健所)を介して)情報提供する。	
山梨					無(医師会、医薬品卸、保健所、医務、感染症担当で構成する連絡会議を開催しているため)	通年の使用量を勘案した注文量とするよう医師会へ要請	卸売販売業者を通した調査を依頼	会議場で改善を要請		医療機関、卸売販売業者に対して融通の協力を依頼	市町村に対して広報を依頼	
長野					無(「インフルエンザ対策委員会」の設置はないが、当該委員会と同様の機能を持たせた「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打ち合わせ会議」(9月下旬開催予定)を開催している。)	ワクチンの初回注文量が一昨年の使用実績を上回らないように、また、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの在庫の消費状況を確認しながら、必要量の注文を随時行うよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	卸売販売業者のワクチンの在庫状況を定期的に調査する。また、インフルエンザの患者発生状況等を注視しながら、医療機関のワクチンの在庫状況を必要に応じて調査する。調査結果については、医師会、医療機関、保健所等に情報提供する。	返品という商慣習について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	定期予防接種対象者の接種の機会が確保できるよう市町村に要請した。	必要に応じて医療機関の在庫状況を調査し、医師会、医療機関、保健所等と協力しながら接種希望者に情報提供する。また、融通の要請があった場合には、医療機関においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	県ホームページ、保健所窓口等を介して情報提供する予定であるが、効果的な周知方法についてその都度、医師会、医療機関を交えて検討する。	
岐阜	今秋以降のインフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザワクチン接種事業としての性質が強いことから、新型インフルエンザ対策本部事務局で対応している。			市町村への助言指導	有	医薬品卸売業者にに対して調査を実施する。	医薬品卸売業者に対して調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、会議において要請する。	二類定期接種の終期については、厚生労働省からのご指示のとおり、各市町村に年度末まで実施するよう説明している。	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融通する。また、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。	新型インフルエンザワクチン接種事業として国(新臨時接種開始後は市町村)と契約した医療機関について、市町村が主体となり周知を行い、県はそれを支援する。	
静岡					有(静岡県予防接種対策委員会において協議することとしている。)	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼する。	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼する。	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼する。	国の通知により接種計画を策定するよう各市町に周知している。勧奨の啓発は各市町の広報紙が主である。	静岡県予防接種対策委員会を開催し、県医師会及び県医薬品卸業協会等へ協力を依頼する。	ホームページ、広報誌等を作成して、住民等からの照会に対応できる体制を整備する。	
愛知					有(平成22年9月7日開催予定)	原則として、予約・注文量が一昨年の使用実績を上回らないように、医療機関及び卸売販売業者に通知した。	医療機関については、感染症発生動向調査の定点等を対象に在庫量調査を適宜行う予定。卸売販売業者については、定期的(週1回)に在庫状況等の報告を求め、流通状況を把握する予定。	適宜発注、分割納入の実施等により、返品を前提とした管理を行わないよう関係者に通知した。	新型インフルエンザワクチン接種事業(新臨時接種)の接種計画に合わせて調整される予定。	卸売業者に対する調査の結果などから、必要に応じて県内での調整を図る。県内での不足の状況を確認した場合は、国へ融通を要請する。	接種可能な医療機関の把握に努め、住民への情報提供を行う。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について		
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
三重						医師会、病院協会等に適正な発注を行うよう協力要請する。	卸売販売業者への在庫等調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	インフルエンザワクチンの所要量はその年の流行動向に大きく左右されることから、ある程度の返品はやむを得ないところもある。しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあるとすれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。	毎年、県公衆衛生審議会予防接種部会において、標準接種推奨期間(10月1日～1月31日)を決定し、各市町へ周知している。殆どの市町ではこの期間を基準に実施しているが、流行時期が毎年異なることを踏まえ、必要に応じて延長するなど柔軟に対応する市町もある。	情報提供により、地域、あるいは県内で調整する。県内調整の限界を超えた場合は、国に依頼する。	本県では、個別接種における県内市町間の相互乗り入れ体制が整備されているため、特段問題は無いと考える。ただし、必要な場合は、実施主体である市町から住民へ周知するよう指導する。		
滋賀					有(毎年11月に開催)	一昨年度の使用実績を上回らないように、また追加注文をする際には、在庫を確認した上で、必要量の注文を随時行いワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入に協力するよう医師会、病院協会を通じて各医療機関に通知。	迅速に把握できる体制を整えている。	医療機関に対し、返品を前提とした注文を行わないよう通知。	市町において、新型インフルエンザワクチン接種事業と併せて実施し、市民に啓発されるよう依頼。	流通在庫が減少するシーズンにおいて、偏在が発生しないよう、平成22年12月1日を目途に未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で賄えなくなった場合は、国へ融通用ワクチンを要請。	市町に対し、周知を依頼。		
京都	ワクチンの流通	ワクチン接種計画、低所得者対策		市町村指導	有(平成22年9月頃)		市場流通のため、特に把握しない予定	現在のところ、医療機関の在庫量調査を行う予定はないが、卸売販売業者については適宜在庫量の把握を行う。	医療機関でのワクチンの抱え込みを防ぐため、原則返品不可とするよう、医療機関及び卸売販売業者に要請	国の新たな新型インフルエンザワクチン接種事業に併せて、二種定期接種の前倒し実施を市町村に要請	ワクチンが不足した場合は、卸売販売業者に出荷調整を要請。国に備蓄用ワクチンの追加放出を要請。なお、医療機関在庫による不足の場合には、相互融通の実施可能性を検討	府広報誌を通じて、周知を行う。	
大阪					有		引き続き、医師会等に過剰な量の発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関数が10,000以上あり、医療機関全体の在庫数の把握は事実上困難。卸売販売業者の在庫数は、卸売販売業者等との連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可が適当。早期に返品不可となるよう国に対して要望する。	インフルエンザ予防接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。勧奨の啓発については、府としても啓発チラシを作成し医療機関等に配布。	ワクチン不足が発生した場合、混乱を招かないよう適切な情報提供に努める。卸売販売業者・医療機関との連携を図り、対応を検討することになる。	通常時の接種可能医療機関は府ホームページで情報提供している(任意接種含む)。定期の接種可能医療機関については、ワクチン不足時は把握が困難であり、各市での対応になる。	
兵庫					有		医療機関が予約・注文を行う際は、一昨年の使用実績を上回らないよう、また、追加注文については、必要量の随時注文とするよう、医療関係団体及び卸売販売業者に対し、文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対し、シーズン中に、必要に応じて在庫状況等調査に協力いただくよう文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対して、改善に努めるよう文書等にて要請している。また、医療関係団体に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう文書で要請している。	10月からの新型インフルエンザワクチン接種事業との関係から、公費補助期限は年度末として考えている。なお、ワクチン接種については、市町説明において12月中までに接種完了するよう市町に対し指導している。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給連絡会議(委員会)において、予め調整等を図ることとする。	各市町において、市町広報誌及びホームページ等に周知される予定。	
奈良					有(インフルエンザワクチン安定供給委員会)		一昨年同様、各医療機関からの注文量を上回らないようにする。	卸における週1回の在庫確認予定	返品率は年々改善されているものの、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。	国からの情報を市町村に提供する。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、ならびに品質を確認した上で、再販等の依頼を行う。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)					その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
和歌山					有	初回注文量が一昨年度の使用実績を上回らないよう関係団体等に依頼。	必要に応じ、卸売販売業者に対して発注状況を把握するとともに、医療機関等にも実施予定。	医療機関からの注文の際、使用状況をみながら必要量の注文を随時行うこと、大量注文の場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入することなど、医療機関の在庫が生じないよう関係団体等へ文書により協力依頼。	会議等において、インフルエンザの定期の予防接種実施要領に基づいた公費補助期限を市町村に周知。また、県ホームページ(感染症情報センター)等において、インフルエンザ対策の周知を図る。	地域間等でのワクチン融通等が実施できるよう協力及び調整予定。	医療機関の同意のもと、医療機関におけるワクチン在庫情報等接種可能な医療機関を保健所等により公表できるよう調整予定。	
鳥取					有	一昨年度の実績を上回らないよう指導している。医療機関及び卸売販売業者の予約状況調査を行い確認する予定。	10月末に医療機関及び卸売販売業者の在庫調査を実施予定。	県医師会の協力のもと、ワクチンを返品を行わないよう指導している。	〇定期接種の公費補助(委託期間)については、例年多くの市町村がシーズン前に接種完了すべきことから12月末まで若しくは1月末までの実施となっているが、この10月から開始される新型ワクチン接種事業の終期にあわせて、年度末まで延長するよう医療機関と調整を図っているところ。いくつかの市町村から負担が大きくなるため、年度末までの延長をやめてほしいという声もある。 〇(※定期2類(季節性インフル)の予防接種はそもそも「勧奨」という行為が不可能であるため「お知らせ」という意味合いに置き換えて回答する。 定期2類ワクチン接種の住民へのお知らせについては、市町村が独自に個別通知を行ったり広報誌に掲載しているが、今年新型を含めた3価ワクチンということで県としても新聞広告や、ホームページ	在庫調査の結果を元に、県内で融通を行う。県内での融通が困難な場合は、国に融通を要請する。	県ホームページに掲載するとともにチラシ等を作成し配布する。また、各市町村からも住民へ周知を行うよう依頼する。	
島根					平成22年9月中旬に設置予定	使用実績を上回らないよう関係団体に対して公文書で協力を依頼する他、受注時に適切な確認を行うよう各医薬品卸売業者へ依頼する。	ワクチンの不足又は偏在が疑われる場合等、必要に応じで実施する。	返品が生じないよう関係団体に対して公文書で協力を依頼する他、各医薬品卸売業者へ分割納入の協力を依頼する。	市町村に対して公文書で依頼する。	インフルエンザ対策委員会を実施し、地域間での融通等について検討する。	ホームページに各市町村の予防接種担当課の連絡先を掲載し、住民からの問い合わせには、各市町村又は保健所が接種可能な医療機関を案内する。	
岡山					有(平成22年9月開催予定)	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が一昨年度の使用実績を上回らないよう協力を依頼した。	在庫数量の把握等は負担が大きいため、必要最小限度で実施(頻度未定)することで考えている。	公文書により関係団体に対して返品を行わないよう協力を依頼した。	公文書により市町村に対して高齢者等の予防接種対象者に対する接種奨励期限について、12月中旬までの間に期限を設定するよう依頼している。	地域における融通については、地域医師会が中心となって調整していただき、また、都道府県間の融通については医師会、病院協会の協力をいただきながら医薬安全課が中心となって調整していくことと考えている。	ホームページ等による周知(予防接種法関係)ただし、任意接種は医療機関が限定されていないので、特に周知は行わない。	
広島	・インフルエンザワクチン需給調整連絡会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及び情報提供 ・インフルエンザワクチン不足時の国との連絡及び調整	インフルエンザ総合対策		管内医療機関のインフルエンザワクチン在庫調査 ・県民等への情報提供	有(インフルエンザ需給調整連絡会設置(H16.9.2)以下「連絡会」という。)	シーズンを前に連絡会を開催し、一昨年度の納入実績、接種実績を基に、適正なワクチン量を注文し、偏在等発生しないよう、県医師会、県卸協同組合などを通じて、関係者に対して周知徹底を図る。	シーズン中に卸売販売業者の在庫等調査を月2回程度実施。医療機関については、調査できる体制を整え、必要に応じて調査を行う予定である。	分割納入や、適正な数量の予約を関係者に周知するとともに、必要量を的確に把握し、円滑な流通を確保できるよう、県民に対して早期の接種、接種しなかった場合の予約取消しの連絡等について県や市町村、医師会等から周知する。	早期接種(12月中の接種)を行うよう、各市町及び県の広報を活用し周知を図る。	医療機関及び卸売業者に対して緊急在庫調査を行い、その情報を医療機関、卸売業者、各市町等が共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請したい。	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町及び各保健所等から住民に対して周知を行う予定である。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勸奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
山口					有	平成22年度メーカーから山口県内の卸売業者への供給予定量は、1mL約332千本、0.5mL約58千本。各卸売業者において、医療機関からの予約受付中で、8月27日現在の予約量は、1mL約20万本、0.5mL約22千本である。	卸売販売業者の在庫量についてはシーズン中に2度調査する。医療機関の在庫量については、ワクチン供給量に不足が予想される場合に、個別に調査する。	山口県医師会、各市町長等の関係者に対し、初回注文は一昨年実績を上回らないよう、また、返品をしない等文書で依頼した。(平成22年8月17日通知済)	各市町長に対し、インフルエンザの流行時期を考慮した啓発等について十分配慮するよう依頼した。(平成22年8月11日説明会開催済)	山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を確認し、積極的に製品の融通に協力するよう依頼する予定。	県ホームページ及び広報誌による広報。	
徳島		・インフルエンザに関する情報収集・提供 ・高齢者等の予防接種に関すること ・管内医療機関へのワクチン融通依頼		予防・啓発	有	今シーズンの注文量については、昨シーズンにおける使用実績の量を限度に注文していただくなど、関係者間で調整を図る予定。	医療機関の協力を得て、卸売販売業者が随時過不足調整する中、県内の過不足総数を把握していく方向で検討中。(医療機関個別の情報は、健康増進課、保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集。卸売業者の情報は、薬務課が収集。)	医師会等を通じて、返品を前提とした注文を避け、適正な量の取扱いに努めるよう協力を求める予定。	年内の接種を動めていくが、一部市町村では流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、1月中旬までを定期とする予定である。	医療機関、卸売販売業者の協力を得て、迅速に過不足状況を調査するとともに、融通を依頼する。	県及び保健所ホームページにて周知する予定。	
香川					有	対策会議で医師会に前年の使用実績を上回らないように要請する。	国からの依頼調査、及び不足情報により必要に応じて実施する。	対策会議で医師会等に周知する。	補助期間の延長を行う。昨年度11、12月～今年度22年10月～23年3月)	対策会議を開き、ワクチンの融通を関係機関に依頼する。	県ホームページ、市町の広報誌等で周知する。	
愛媛					有	医療機関、卸売業者に対し、原則として一昨年の使用実績を上回らないよう要請する。	昨年同様、定期在庫調査を実施し、関係者へ情報提供する。	医療機関、卸売業者に対し、返品を前提とした注文を行わないよう要請する。	平成22年度新型インフルエンザワクチン接種事業については、県広報等で周知する。	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。	接種可能な医療機関名を、広報・個別通知等により周知するよう市町に依頼する。	
高知					有	過剰に在庫しないよう医療機関に通知	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予定		卸間の融通	保健所を通じて周知を図る。	
福岡		庁組織の改編により、感染症対策(インフルエンザ予防接種等)については健康対策課から保健衛生課へ課名変更			有 インフルエンザ対策会議	安定供給対策の通知に基づき依頼	医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて随時調査を行う。	安定供給対策の通知に基づき依頼	新型インフルエンザワクチン接種事業と合わせた対応(公費補助期間:10月1日～3月31日まで、勸奨の啓発策:積極的情報提供)をするように市町村へ説明している	ワクチンを保有する医療機関を把握し、保健福祉環境事務所(保健所)を通じて紹介する。	・保健福祉環境事務所(保健所)に相談窓口を設置し、医療機関の紹介を行う ・相談窓口の設置を、市町村を通じて住民に情報提供する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
佐賀					無 (委員会は設置せず、県が中心となって調整して関係機関(医師会、卸売販売業者)に説明を行う。なお、状況に応じて委員会を設置することもありうる。)	市場流通に任せるが、医療機関に対して注文に際して、必要量を分割して注文するよう依頼する	市場流通に任せるが、必要に応じ、医療機関又は卸売販売業者に対し在庫調査を行う	医療機関に対して、分割注文など計画的な注文により、できる限り返品が生じないよう依頼したり、必要に応じて在庫調査を行うが、昨年度のような返品不可とは考えていない	現在、高齢者の補助期間は12月までとしているが、延長について検討中	市場流通に任せるが、県内においてワクチン在庫に著しく偏在認められる場合は、医療機関間の融通についても検討する	県ホームページや市町の広報などによる周知	
長崎	医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	・市町に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供			有	前年度の注文量を上回らないように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	医師会、卸売販売業者へ在庫等の調査に協力するように依頼している。	返品という商慣習が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	今シーズンは新型インフルエンザワクチン接種が並行して行われ、定期二種の予防接種についての終期は年度末までとするよう厚生労働省から説明があつている。補助期間も同様に延長予定。	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足した場合には、厚生労働省へ報告を行う。	接種可能な医療機関等をホームページに掲載する等により周知予定。	
熊本	卸売販売業者の在庫調査	医療機関の在庫調査		各保健所管内医療機関の在庫調査	有	医師会を通じて予約・注文の際、一昨年の使用実績を上回らないよう周知。また、医薬品卸業協会に対しても協力依頼。	医師会、医薬品卸業協会に短期間(3日間)での在庫把握調査への協力依頼	医師会、医薬品卸業協会に対し返品をしないよう周知	県において、定期予防接種対象者への公費補助は実施していない。なお、新型インフルエンザワクチンについては、市町村が実施主体となり、国の補助事業を活用し、低所得者向けの助成事業を年度内いっぱい実施する見込み。	在庫調査を行い、不足を生じた場合は融通協力を依頼	医師会、市町村を通じて周知依頼	
大分					有	関係者に対して、平成22年8月4日付け厚生労働省三課長名通知を周知。対策委員会において、適正な注文を行うよう医師会選出委員等へ要請する。(前年度実績を上回る予約防止について医師会会員へ周知)	10月1日から予防接種が開始されるため、10月はじめから3月末まで在庫調査を実施予定。	関係者に対して、平成22年8月4日付け厚生労働省三課長名通知を周知したうえで、昨年度と同様に原則返品を認めないよう関係者に通知するか、対策委員会において協議予定。	補助期間については、厚生労働省からの指示により、10/1~3/31とするよう、管内市町村に周知を行っている。動員については、広報誌への掲載を検討。	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	保健所から周知を図る。	
宮崎					有 (インフルエンザワクチン対策連絡会議を開催する)	医療機関からの予約が一昨年度使用実績を上回らないよう協力を求める。また、医薬品卸業者に対し、分割納入の徹底を依頼する。	卸売一般販売業者への在庫調査を10月から2月まで定期的に行う。医療機関については、11月15日現在のワクチン在庫量を調査する。その後シーズン中に不足状況が確認された場合、臨時的に同様の調査を行う。	医師会を通じ、返品を前提として注文及び在庫管理を行わないよう要請する。	市町村と連携し、接種可能な医療機関の確保に努めるとともに、医療機関の公表など接種に関する周知を行う。	地域で不足する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県は余裕のある医療機関へ融通依頼を行い、卸売業者はこれに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報を精査し、国に放出を依頼する。	県医師会、宮崎市保健所、県保健所に相談窓口を設置し、接種可能な医療機関の案内を行う。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について(※1)			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)(※2)						その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
鹿児島					無 (既存の協議会(県予防接種対策協議会)で対応のため。)	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、過剰とならないよう文書で依頼予定。	医薬品卸売業者については、在庫数量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認しているが、医療機関等については、ワクチンが不足した場合に検討する。	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、文書で改善を依頼予定。	県医師会、県医薬品卸業協会を通じて、文書で改善を依頼予定。	新型インフルエンザ対策担当課長会議Q&A兼(平成22年7月28日開催分)の間3の「予防接種法に基づく二類定期接種の終期も新臨時接種と同じにさせていただきたいと考えており、二類定期接種に係る市町村と医療機関との契約期間は最大限見込んで年度末までとしていただきたい。」との回答に基づき、市町村へは年度末まで設定してもらうよう説明している。	医療機関間でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう医療機関に依頼するとともに、必要に応じて医師会等を通じて在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。	県のホームページや市町村の広報誌等を活用して周知予定。	
沖縄					有(ワクチン不足時等関係者間の調整が必要な時に設置開催する)	過剰な注文を行わないよう要請する	医療機関、卸売販売業者の在庫調査を予定	医療機関に対して適正な数量を在庫するよう要請する	多くの市町村において、公費補助期間は昨年と同様。勧奨の啓発策については、現在のところ把握していない	医療機関等の在庫状況を調査し、備在解消のための融通や接種可能な医療機関への患者の誘導などを行う	市町村広報誌等を活用する		

各都道府県からの回答は平成22年8月30日現在のものである。

※1 一昨年より変更のあった都道府県のみ記載

※2 都道府県としての考え方に変更がない場合は、以前の回答内容を記載

都道府県別インフルエンザワクチン予約状況の調査結果について

- ・ 医療機関等と卸販売業者間のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の予約状況について、平成 22 年 8 月 31 日時点でワクチン製造業者・販売会社が把握している分を厚生労働省に報告してもらい、集計した。
- ・ ワクチン予約本数は、全国計で 18,923,447 本（1 mL 換算、以下同様）。
一昨年シーズンの使用実績 24,508,012 本に対して、23%減となっている。
- ・ 平成 22 年 8 月 4 日付け厚生労働省三課長通知「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」において、初回注水量を含む全注水量が一昨年実績を上回らないように通知しているところであるが、初回注文における予約段階では、全都道府県において一昨年実績を下回っている。

引き続き、注文の数量に偏りが生じないように、予約本数を参考にしつつ、分割納入について十分検討する必要がある。

- ※ 当該調査結果はワクチン製造業者・販売会社が医療機関等と卸販売業者間の予約状況を主にヒアリングにより聴取した集計結果であるため、8 月 31 日時点での全てのインフルエンザワクチン予約数量ではない。

平成22年度 インフルエンザワクチン予約状況(都道府県別) H22年8月31日現在把握分
(平成20年度の使用本数については、平成21年3月31日締め)

NO	都道府県名	国内4社製造業者合計		
		平成22年度予約本数(1mL換算)	20年度使用本数(1mL換算)	対する予約本数割合
1	北海道	583,318	1,011,996	58%
2	青森	131,593	269,514	49%
3	岩手	239,590	269,841	89%
4	宮城	191,621	445,634	43%
5	秋田	114,815	230,102	50%
6	山形	163,347	234,722	70%
7	福島	217,832	438,546	50%
8	茨城	496,422	572,145	87%
9	栃木	415,568	413,911	100%
10	群馬	361,979	365,145	99%
11	埼玉	968,854	1,090,566	89%
12	千葉	1,098,384	1,088,847	101%
13	東京	2,832,520	2,545,784	111%
14	神奈川	1,319,545	1,504,495	88%
15	新潟	499,258	506,636	99%
16	富山	119,223	248,484	48%
17	石川	139,878	243,925	57%
18	福井	96,323	178,389	54%
19	山梨	163,635	181,593	90%
20	長野	455,434	456,487	100%
21	岐阜	266,183	416,664	64%
22	静岡	377,813	738,546	51%
23	愛知	780,072	1,495,891	52%
24	三重	209,268	368,632	57%
25	滋賀	215,776	264,297	82%
26	京都	392,377	470,218	83%
27	大阪	1,231,176	1,610,030	76%
28	兵庫	699,477	984,534	71%
29	奈良	257,490	260,947	99%
30	和歌山	207,117	204,921	101%
31	鳥取	44,809	132,327	34%
32	島根	60,984	161,909	38%
33	岡山	142,132	380,362	37%
34	広島	223,182	617,278	36%
35	山口	96,334	323,883	30%
36	徳島	87,662	160,035	55%
37	香川	137,044	208,244	66%
38	愛媛	167,818	300,056	56%
39	高知	77,648	143,396	54%
40	福岡	827,985	934,069	89%
41	佐賀	158,623	189,748	84%
42	長崎	248,034	318,743	78%
43	熊本	384,178	361,931	106%
44	大分	219,224	269,843	81%
45	宮崎	248,281	247,312	100%
46	鹿児島	388,756	392,230	99%
47	沖縄	164,878	255,217	65%
	計	18,923,447	24,508,012	77%

平成22年9月14日

ワクチン製造業者・販売業者の今シーズンにおける取り組み

社団法人 細菌製剤協会

1. 平成22年度インフルエンザワクチンの生産状況

1) 生産予定：検定提出時期及び合格通知交付予定日

国家検定提出	検定提出日	合格通知交付予定日
第1回目	8月6日～8月17日	9月10日
第2回目	8月27日～8月31日	9月27日
第3回目	9月10日～9月14日	10月15日
第4回目	9月24日～9月28日	10月20日
第5回目	10月8日～10月13日	11月5日
第6回目	10月22日～10月26日	11月26日

2) 供給予定（数字は概数）

供給予定時期	供給数量（1mL換算）
9月下旬	1,131万本（38.6%）
10月上旬	540万本（18.5%）
10月下旬	423万本（14.5%）
10月下旬	384万本（13.1%）
11月中旬	334万本（11.4%）
12月上旬	115万本（3.9%）
合計	2,937万本

3) 備蓄量

現時点での想定本数 20万本（1mL換算）

2. 参考データ（平成20年度実績） ※ 本数はすべて1mL換算

- 1) 需要予測量： 2,145万本～2,400万本
- 2) 製造量： 2,696万本 H19年度比：105.7%
- 3) 備蓄量： 40万本
- 4) 使用量： 2,451万本 H19年度比：108.6%
- 5) 未使用量： 245万本

平成21年度は、新型インフルエンザ発生の為、製造量は昨年比約8割とされ、備蓄ワクチンも製造されなかった。